

令和6年4月報酬改定の算定要件に研修追加!

通所系サービス事業者のための

入浴介助加算

見直しに資する実践セミナー

参加費
5,000円/1人
定員 **40**名
※要予約

令和6年 **3月2日** 土

時間 **10:00~16:00**
(受付開始 9:30~)

厚生労働省「入浴介助映像資料」の
出演講師が解説します!

内容 **通所系サービスの入浴介助加算
見直しの意義と取り組むべきこと**

第1部 10:00~12:00 基本技術講座

「根拠に基づく自立支援介護の実践とは、自立支援促進化のための“介護技術”とは。」目指す方向性と方法論を解説します。

第2部 13:00~16:00 実践講座

厚生労働省映像資料「個浴の入浴介助法」を解説。自立支援促進化の入浴介助法の基本となる「移乗介助法」を実践指導します。

お願い

- *必ず上靴持参でご参加ください。
- *受講費は当日会場にてお支払い下さい
(領収書お渡し致します。)

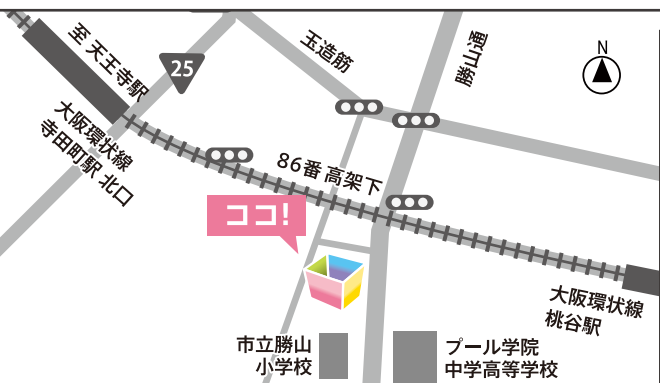
会場

特別養護老人ホーム夢の箱勝山

大阪市生野区勝山南1丁目17-43

☎ 06-6712-2220

◆JR大阪環状線寺田町駅より徒歩8分



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
厚生労働省事務連絡(令4.6.28)「通所系サービスにおける入浴介助について」(裏面添付)情報提供されました入浴介助映像資料の解説となる実践セミナーを企画しました。
入浴介助加算見直しに資する自立支援促進化のお役に立てましたら幸いです。

講師

介護総合研究所 元気の素
代表 **上野 文規**

厚生労働省介護保険福祉用具住宅改修評価委員
厚生労働省介護保険調査研究事業委員

- ※「介護現場での自立支援促進に資するマニュアル作成事業」
- ※「通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業」



▶▶▶▶ お申込み・お問い合わせ ◀◀◀◀

QRコードを読み取り、お申込みフォームへ必要事項
を入力し送信ください。

- ①法人名(施設名) ②受講者氏名(役職)
- ③連絡先電話番号とメールアドレス

介護総合研究所 元気の素 研修事務局 (担当: 内山)

当日緊急連絡先: 080-5337-3940

申込専用フォーム
はこちら▼



各都道府県介護保険主管部(局) 御中
各市区町村介護保険主管部(局) 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

通所系サービスにおける入浴介助について (情報提供)

平素より介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定において、通所系サービス(通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション)については、利用者がその居宅において、できる限り継続して生活できるよう、自宅での入浴の自立を図ることを目的とし、入浴介助加算の見直しを行いました。

<入浴介助加算 見直しの概要>

- 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
- 改定前の加算区分については、改定前の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

このたび、令和3年度老人保健健康増進等事業「通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業(実施主体:みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社)」において、個々の利用者の心身の状況や居宅の浴室の環境を踏まえた入浴介助の方法をまとめた映像資料(「尊厳の保持・自立支援に資する入浴介助を行うために～通所系サービス事業所が取り組むべきこと～」)等が作成されました。

つきましては、映像資料、映像資料の解説書及び同事業報告書の掲載ページをご案内いたしますので、管内市町村及び関係団体への周知をお願いいたします。

【映像資料掲載先】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html

【解説書・報告書掲載先】

実施主体(みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社)ホームページ

https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r03mhlw_kaigo2021.html

【担当】

厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課 基準第二係

電話:03-5253-1111(内線:3987)